



ナラシド♪



## 習志野市母子保健“切れ目ない支援”マニュアル ～習志野版ネウボラ～ 【概要版】

平成 27 年 3 月 習志野市

近年、少子化対策の重要性が高まる中で、母子保健の分野では、フィンランドの出産・育児支援の仕組みの「ネウボラ」に注目が集まっています。今般、“日本版「ネウボラ」構想”を参考に習志野市が作成した本マニュアルは、切れ目ない母子保健システムを見える化した全国的にも先駆けとなるものであり、習志野版ネウボラとして習志野市の母子健康相談活動に生かしていきます。

習志野市では、昭和48年度から、母子保健の最初の関わりとなる「妊娠届出」時に必ず保健師が妊婦やパートナーと面接し、全ての出生児の節目の時期に、地区担当保健師が発育・発達・養育面を把握し、妊娠中から就学時まで切れ目ない母子健康支援を行ってきました。

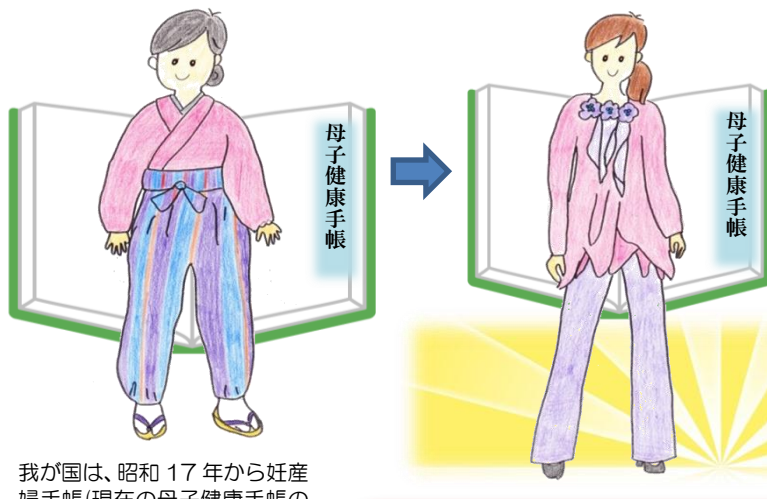
厚生労働省は、21世紀の母子保健の主要な取組みを提示するビジョンである「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～平成36年度）において、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」を基盤課題として位置づけ、また、フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み「ネウボラ」という言葉が全国の母子保健関係者の注目を集めるなど、近年、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の重要性が高まっています。

そこで、平成26年3月に一般社団法人福祉自治体ユニットが取りまとめた日本版「ネウボラ」構想を参考に、習志野市の母子保健の現状を整理し検討した結果、日本版ネウボラの基本である「母子保健と子育て支援の包括支援体制」と「担当保健師による継続した相談支援」のシステムがすでに確立していることがわかりました。

一方で、習志野市の切れ目ない母子保健システムが「見える化」されていないことが課題となり、この課題を解決するために、今般「習志野版ネウボラ」ともいえる4部構成のマニュアルを作成しました。

- ① 習志野市の切れ目ない支援の体系概要
- ② 具体的内容としてポピュレーションプラン
- ③ オリジナル母子カルテ等の各種様式
- ④ 課題が重複したケース～モデル支援プラン～

### 最近注目の「ネウボラ」って？ → 「習志野市がすでに取り組んでいること」です



我が国は、昭和17年から妊産婦手帳(現在の母子健康手帳の原型)を交付し、元気な子を産み育てる支援を開始しました。

フィンランドのネウボラとは、1920年 妊娠期から周産期の民間グループの支援が発祥。保健師による、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行う相談所です。

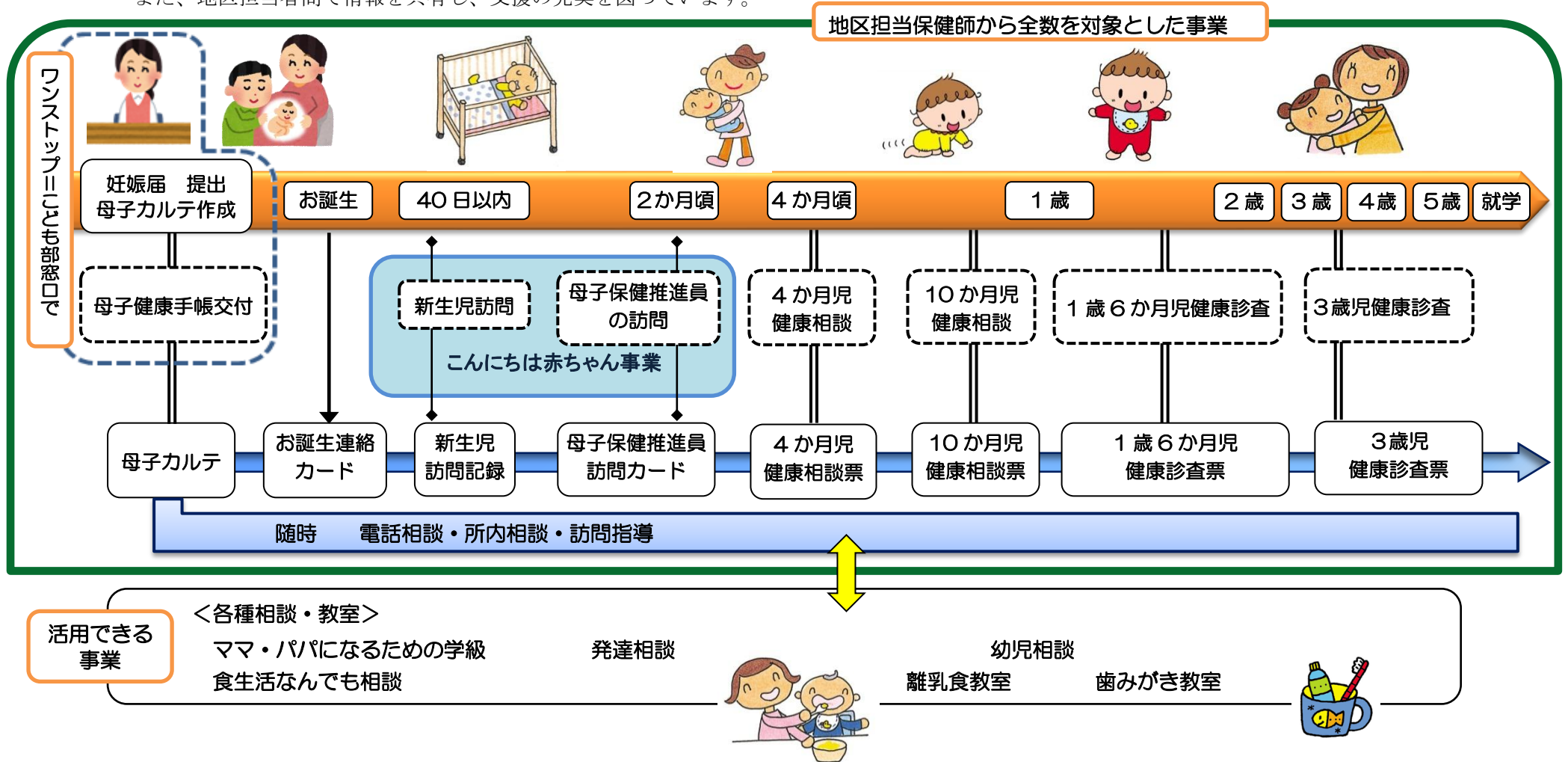


習志野市は、昭和48年から、母子健康手帳の交付時に保健師が個別に面接し、母子健康手帳の交付を最大限に活かして、その後も“妊娠・出産・育児”の切れ目ない支援を行なっています。

ネウボラ=フィンランド語で「相談する場所」を意味します。

# I. 習志野市における妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の体系概要（ポピュレーションプラン）

妊娠届提出時及び妊婦と4歳未満の転入者に、看護職が面接しながら母子カルテを作成します。母子カルテをもとに、地区担当保健師が各節目の発育・発達・養育面を中心とした、プラン作成、経過の把握、評価し、産前から就学時まで切れ目のない支援を行っています。また、地区担当者間で情報を共有し、支援の充実を図っています。



わたくしたち習志野市民は、  
連携・協力しながら、  
笑顔で健康に暮らします。  
「健康なまち習志野宣言」より

## Ⅱ. 習志野市の母子保健“切れ目ない支援”体制

### ★庁内関係機関とのパートナーシップ

- ・ひまわり発達相談センター ・子育て支援課
- ・こども保育課 ・生活相談課 ・障がい福祉課
- ・男女共同参画センター 等

### ★他機関とのパートナーシップ

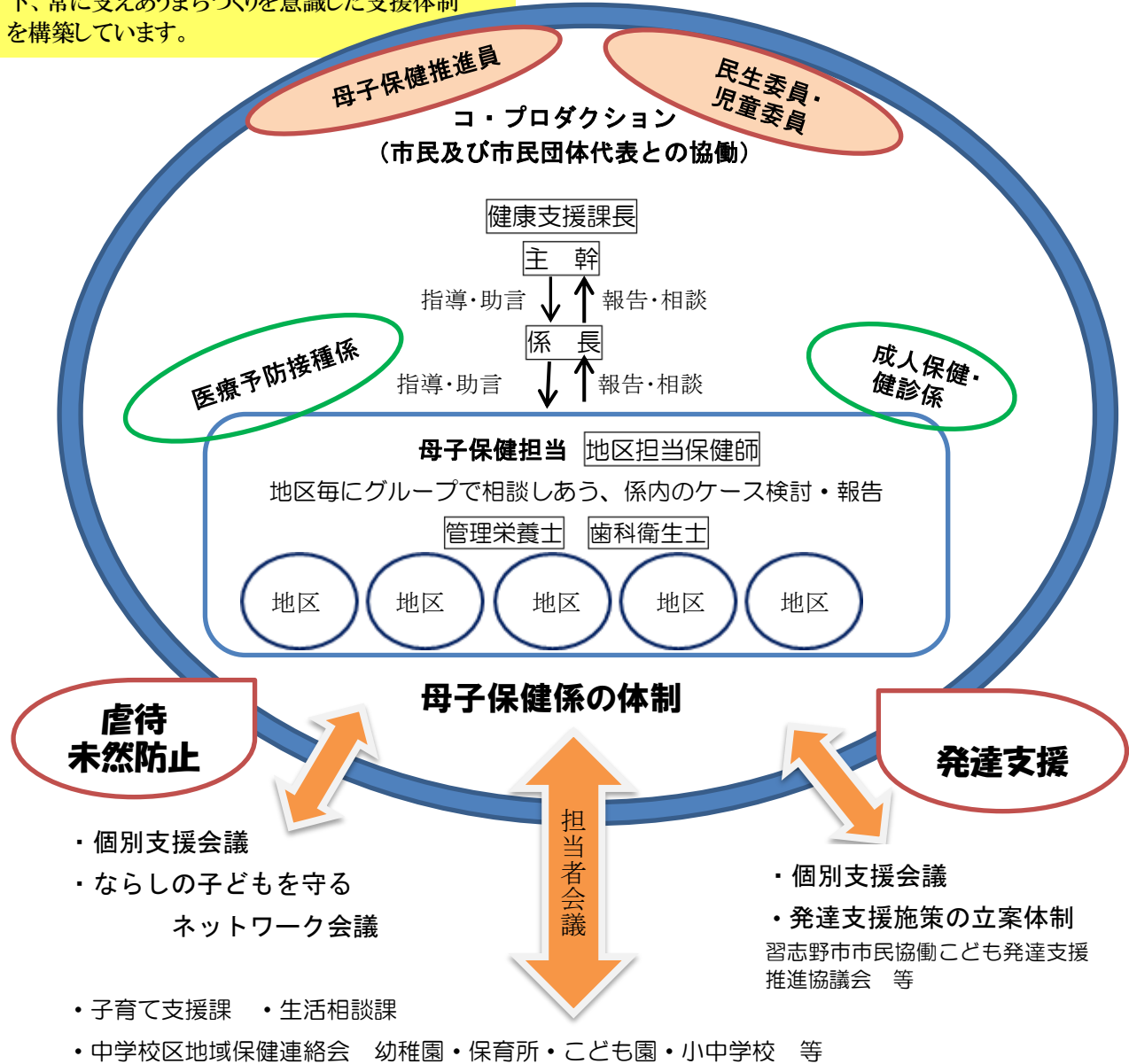
- ・医療機関（産婦人科・小児科・精神科等）
- ・障がい者支援事業所
- ・健康福祉センター（保健所） 等

### ★他市町村との連絡・連携

里帰り先での新生児訪問、転出入を繰り返すケース  
発達・発育に支援が必要な転出入者 等

### ～習志野市におけるワンストップの考え方～

母子保健の入り口である妊娠届・転入時届出の場をこども部窓口と一にし、関係機関等との連携の下、常に支えあうまちづくりを意識した支援体制を構築しています。



(部署名等は平成27年4月1日現在)

### Ⅲ. 課題が重複したケース ～モデル支援プラン～

課題が重複したケースのモデル支援プランについては、平成 26 年度に「困難事例」として、子育て支援課や障がい福祉課が主管する個別支援会議で検討したケースや、母子保健担当者の中で検討・研修したケースについて、再度見直しを行った 11 事例をまとめました。

個別かつ具体的な内容が記載されているため、取り扱いに注意が必要なことから、「課題が重複したケース～モデル支援プラン～」については、地区担当保健師等に限定したマニュアルとしました。

このモデルプランについては、今後も地区保健活動の事例をとおして、新たな困難事例や係で共有すべき事例について、事例担当者が報告をし、随時、加除修正をしていく予定です。

なお、今回検討した 11 事例をもとに、再確認した内容の要旨は次のとおりです。

最後に、本マニュアル特に、課題が重複したケース～モデル支援プラン～をまとめることができたのは、平成 24 年度の機構改革で、母子保健担当者がひとつのフロアに集まることで、困難事例などの支援において共通課題を整理するシステムが構築できたことによるものです。

#### \* \* 事例検討等から得られた教訓 \* \*

#### 1. 関係機関との連携・協働の強化

児童虐待主管課である子育て支援課や精神障がいのある方等障がい者への支援を連携している障がい福祉課等の庁内関係機関の連携・協働を強化していく必要があります。また事例をとおして密に連携する必要がある障がい者の相談支援事業や地域の医療機関等との連携体制のさらなる構築と地域保健関係者の中での共有の必要性について再確認しました。

#### 2. 課題が重複した児(者)の早期発見、早期支援につなげるために強化・確認すべき事項

日々のケース支援に向けたアセスメントとタイムリーな報告・連絡・相談を徹底するとともに、長期化するケースについては、大きなエピソードの後や要保護児童対策地域協議会等で適宜サマリーを作成する必要があります。

また、初回面接で子育て支援課等と共有して支援をしていく必要がある課題が重複したケースは、母子健康手帳交付者の1パーセント程度ですので、できるだけ早期に、関係機関の支援状況などの情報も把握・勘案しながら支援計画に反映していく必要があります。

#### 3. 「結婚・妊娠・出産」というライフイベントへの支援

「結婚・妊娠・出産」という人生のターニングポイントであることを意識した支援の重要性を再確認しました。

特に、妊産婦自身の親子関係が悪い場合でも、この期に関係を修復できるよう支援していく必要があります。また、タイミングを逃さない家族計画指導を実施するとともに、思春期保健“生命と性への理解の向上”の充実や、更年期も視野に入れた指導をする必要性を再確認しました。